

令和2年知多北部広域連合議会第1回定例会会議録目次

2月19日

会議録署名議員の指名	4
会期について	5
例月出納検査結果報告（7月分～12月分）	5
令和元年度定期監査結果報告	5
知多北部広域連合職員定数条例の一部改正について	5
知多北部広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について	7
知多北部広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	7
知多北部広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について	7
知多北部広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	7
知多北部広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	7
知多北部広域連合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	7
令和元年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第3号）	10
令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	12
令和2年度知多北部広域連合一般会計予算	13
令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算	16

知多北部広域連合議会会議録（第70号）

1 招集年月日

令和2年2月19日（水） 午前9時30分

2 招集の場所

東海市しあわせ村 保健福祉センター（3階）第1・2会議室（議場）

3 応招議員（16人）

1番	早川直久	2番	蔵満秀規
3番	栗野文子	4番	石丸喜久雄
5番	山本正和	6番	小山昌子
7番	鷹羽琴美	8番	鷹羽登久子
9番	伊藤清一郎	10番	泉清秀
11番	竹内慎治	12番	古俣泰浩
13番	小松原英治	14番	長屋知里
15番	秋葉富士子	16番	間瀬宗則

4 不応招議員

なし

5 開閉の日時

開会 令和2年2月19日 午前 9時30分

閉会 令和2年2月19日 午前10時23分

6 出席議員

応招議員と同じである。

7 欠席議員

なし

8 職務のため議場に出席した議会事務局職員

事務局長 谷川正仁 書記 中川啓

9 説明のため議場に出席した者

広域連合長	鈴木淳雄	副広域連合長	岡村秀人
副広域連合長	宮島壽男	副広域連合長	神谷明彦
選任副広域連合長	佐治錦三	会計管理者	岡田光史
事務局長	伊藤明典	総務課長	田中嘉章
事業課長	小島朋尚	事業課長補佐	安藤直子
事業課長補佐兼認定係長	小泉綾子		

〈関係市町〉

東海市健康福祉監	天木倫子	東海市高齢者支援課長	田中寛二
大府市福祉子ども部長	鈴置繁雄	大府市高齢障がい支援課長	近藤恭史
知多市福祉部長	市田政充	知多市長寿課長	石川義章
東浦町ふくし課長	鈴木貴雄		

10 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	報告 1	例月出納検査結果報告（7月分～12月分）	
4	〃 2	令和元年度定期監査結果報告	
5	議案 1	知多北部広域連合職員定数条例の一部改正について	
6	〃 2	知多北部広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について	
7	〃 3	知多北部広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	
8	〃 4	知多北部広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について	
9	〃 5	知多北部広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
10	〃 6	知多北部広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	
11	〃 7	知多北部広域連合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	
12	〃 8	令和元年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第3号）	
13	〃 9	令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	
14	〃 10	令和2年度知多北部広域連合一般会計予算	
15	〃 11	令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算	

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月19日 午前9時30分 開会)

議長（小松原英治）

皆さん、おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員は16人で、定足数に達しております。

ただいまから令和2年知多北部広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

議長（小松原英治）

会議に先立ち、広域連合長から挨拶をいただきます。

広域連合長（鈴木淳雄）

皆さん、おはようございます。議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の開会に当たり、一言挨拶をさせていただきます。

本日は、広域連合議会の第1回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今回の定例会におきましては、職員定数条例の一部改正、会計年度任用職員制度の導入に伴う条例の整備、補正予算、令和2年度予算案について議案を提出させていただいております。

議案の内容につきましては後ほど御説明いたしますが、何とぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（小松原英治）

ありがとうございました。これより会議に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、5番山本正和議員、6番小山昌子議員を指名いたします。

議長（小松原英治）

日程第2、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定しました。

議長（小松原英治）

日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告（7月分～12月分）」及び日程第4、報告第2号「令和元年度定期監査結果報告」を一括議題といたします。

本2件は、監査委員から当職宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

以上で、日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告（7月分～12月分）」及び日程第4、報告第2号「令和元年度定期監査結果報告」を終わります。

議長（小松原英治）

続きまして、日程第5、議案第1号「知多北部広域連合職員定数条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程になりました議案第1号「知多北部広域連合職員定数条例の一部改正について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、総合事業の開始に伴う指定及び監督業務等の事務量の増大により、当該業務を処理する職員を増員するため、改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第2条は、広域連合長の事務部局の職員の定数の変更で、23人から24人に変更するものでございます。

附則は施行期日で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（小松原英治）

これより質疑に入ります。お手元に配付しました議案質疑の通告一覧の順序に従い、質疑

をしていただきます。

12番古俣泰浩議員の発言を許します。

12番（古俣泰浩）

3点お願いをいたします。

1点目は、総合事業開始後、2年近くを経過しておりますが、現時点で職員を増員する理由について、2つ目、総合事業に当たる事業所の数について、3つ目、総合事業以外の事業に当たる事業所の数についてお伺いします。

議長（小松原英治）

お答え願います。

総務課長（田中嘉章）

御質問の1番目は私からお答えし、2番目及び3番目は事業課長がお答えします。

御質問の1番目、現時点で職員を増員する理由についてでございますが、総合事業は、平成27年の介護保険法改正によって現在の形となっておりますが、当広域連合では、平成29年4月1日から事業を開始いたしました。このことにより、新たな業務として、新規指定申請に対する審査など一連の新規指定業務が発生したほか、付随して、人員配置基準に基づく介護職員の増減などによる変更申請への対応、加算を含む毎月の給付、一定期間内に実施しなければならない事業所の指導監査などの事務が増加しております。平成29年度中に総合事業の実施主体となる事業所等が110件開設しており、その後も増加している状況でございます。また、変更申請、加算の届出は498件ございました。

このような状況から、平成30年度中に構成市町との協議を行い、令和2年4月1日からの職員増員としたものでございます。

事業課長（小島朋尚）

御質問の2番目、総合事業に当たる事業所の数についてでございますが、知多北部広域連合が指定する総合事業に係る事業所数は、平成31年4月1日現在、介護予防訪問介護相当サービス事業所が40か所、訪問型サービスAの事業所が7か所、介護予防通所介護相当サービス事業所が85か所、通所型サービスAの事業所が4か所、合計136か所でございます。

次に、御質問の3番目、総合事業以外の事業に当たる事業所の数についてでございますが、知多北部広域連合が指定する総合事業以外の事業所数につきましては、平成31年4月1日現在、居宅介護支援事業所が77か所、地域密着型サービス事業所が89か所、介護予防支援事業所が4か所、地域密着型介護予防サービス事業所が42か所、合計212か所でございます。

以上でございます。

議長（小松原英治）

答弁は終わりましたが、古俣議員、再質問ありますか。

12番（古俣泰浩）

結構です。

議長（小松原英治）

以上で、12番古俣泰浩議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号「知多北部広域連合職員定数条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（小松原英治）

続いて、日程第6、議案第2号「知多北部広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について」から日程第11、議案第7号「知多北部広域連合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」までの6議案を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程になりました議案第2号から議案第7号までにつきまして、一括して御説明いたします。

初めに、主な改正理由につきまして御説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度の運用が、令和2年4月1日から開始されます。それに合わせて規定の整備をするものでございます。

会計年度任用職員は、一般職の非常勤の職として、その採用や任期の明確化、地方公務員法の服務規程が適用されるなど、新たな職として創設されることとなります。このことにより、現行の臨時的任用職員や一部の非常勤特別職がそれぞれの任用の適正化により、会計年度任用職員に移行されるものでございます。

それでは、議案第2号「知多北部広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、会計年度任用職員の除外規定の追加をするため、改正するも

のでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第1条は、会計年度任用職員の除外規定の追加をするものでございます。

附則は施行期日で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第3号「知多北部広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、会計年度任用職員に係る休職の期間の追加等をするため、改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第2条及び第4条は、字句の訂正を、第3条は、会計年度任用職員に係る休職の期間の追加及び字句の整理をするものでございます。

附則は施行期日で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第4号「知多北部広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、勤務時間が短時間である会計年度任用職員に対する減給の効果の追加をするため、改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第3条は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する減給の効果の追加をするものでございます。

附則は施行期日で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第5号「知多北部広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、介護認定事務嘱託員及び徴収事務嘱託員の報酬の額及び費用弁償に関する規定を削除するため、改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第4条は、介護認定事務嘱託員及び徴収事務嘱託員の費用弁償に関する規定を削除するものでございます。

別表は、介護認定事務嘱託員及び徴収事務嘱託員の項の削除をするものでございます。

附則は施行期日で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第6号「知多北部広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、任命権者の報告の対象外とされている非常勤職員から勤務時間が常勤職員と同一である会計年度任用職員を除外するため、改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表をお願いします。

第2条は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の除外規定の追加をするものでございます。

附則は施行期日で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第7号「知多北部広域連合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用

弁償に関する条例の制定について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、勤務時間が短時間である会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、制定するものでございます。

条例案を御覧ください。

第1条は、趣旨規定で、この条例は、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものでございます。

第2条は、給与及び費用弁償の規定で、東海市の短時間勤務会計年度任用職員の例によるものとしてございます。

附則は施行期日で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（小松原英治）

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号「知多北部広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号「知多北部広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号「知多北部広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第5号「知多北部広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第6号「知多北部広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号「知多北部広域連合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議長（小松原英治）

続きまして、日程第12、議案第8号「令和元年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程になりました議案第8号「令和元年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,848万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ35億5,075万6,000円とするものでございます。

8、9ページをお願いします。

2の歳入でございます。

5款繰入金、2項1目介護保険事業特別会計繰入金は、特別会計における介護報酬改定等に伴うシステム改修費に対する国庫補助金の追加交付がされることなどによる事務費繰入金で1,845万5,000円の増額をするものでございます。

7款諸収入、2項1目雑入は、平成30年度に交付した社会福祉法人利用者負担軽減補助金に返還金が生じたため、3万円の増額をするものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項2目財政調整基金費は、歳入で計上した事務費繰入金と雑入の返還金3万円のうち、4分の1に相当する8,000円等を合わせた1,846万3,000円を財政調整基金に積み立てるため増額するものでございます。

3 款事業費、1 項 1 目低所得者利用者負担対策事業費は、雑入の返還金 3 万円のうち、県の補助分である 4 分の 3 に相当する 2 万 2,000 円を県に返還するため増額するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（小松原英治）

これより質疑に入ります。

12 番古俣泰浩議員の発言を許します。

12 番（古俣泰浩）

1 点お願いします。歳出の 10、11 ページ、2 款 1 項 2 目の財政調整基金費ですけれども、知多北部広域連合の財政調整基金の適正額と現状についてお伺いいたします。

議長（小松原英治）

お答え願います。

総務課長（田中嘉章）

御質問の知多北部広域連合の財政調整基金の適正額と現状についてでございますが、適正額は、一般会計予算規模の 5 % 相当と考え、額としましては 1 億 5,000 万円程度を目安としております。

構成市町とも協議の上、運用しているところで、年度末の残高は約 1 億 5,700 万円となる見込みでございます。

以上でございます。

議長（小松原英治）

答弁終わりましたが、古俣議員、再質問ありませんか。

12 番（古俣泰浩）

結構です。

議長（小松原英治）

以上で、12 番古俣泰浩議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第8号「令和元年度知多北部広域連合一般会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

議長(小松原英治)

続きまして、日程第13、議案第9号「令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長(伊藤明典)

ただいま上程になりました議案第9号「令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,624万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ225億4,458万1,000円とするものでございます。

8、9ページをお願いします。

2の歳入でございます。

2款国庫支出金、2項4目保険者機能強化推進交付金は、令和元年8月に国から内示額が通知されたことにより、793万6,000円を増額するものでございます。

5目事業費補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費に対する国庫補助金の追加交付が受けられることとなったため、800万8,000円を増額するものでございます。

6款繰入金、2項1目介護給付費準備基金繰入金は、介護保険料還付金に不足が生じ、それに充てるため、30万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、日常生活圏域ニーズ調査委託料において、委託先である日本老年学的評価研究機構から調査費の一部を研究費として負担していただけることとなったため、1,044万7,000円を減額するものでございます。

3款地域支援事業費、2項1目一般介護予防事業費は、補正額に増減はございませんが、先ほど説明いたしました歳入、2款2項4目保険者機能強化推進交付金の増額分793万6,000円を充当するため、財源振替をするものでございます。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、ただいま説明いたしました3款2項1目一般介護予防事業費の財源振替に伴い、793万6,000円を介護給付費準備基金に積み立てるため増額するものでございます。

6款諸支出金、1項1目介護保険料還付金は、過年度に係る保険料の払戻金に不足が生じたことから、30万円を増額するものでございます。

2項1目一般会計繰出金は、歳入、2款2項5目事業費補助金の補正額800万8,000円と、

歳出、1款1項1目一般管理費の補正額1,044万7,000円を合わせた額、1,845万5,000円を増額するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（小松原英治）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号「令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

議長（小松原英治）

続きまして、日程第14、議案第10号「令和2年度知多北部広域連合一般会計予算」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程となりました議案第10号「令和2年度知多北部広域連合一般会計予算」について御説明いたします。

一般会計予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算で、総額を歳入歳出それぞれ36億8,186万円とするもので、前年度当初予算に対して3億2,155万円、9.6%の増でございます。

第2条は、債務負担行為で、地方自治法の規定により、債務負担行為を設定するものでございます。

第3条は、一時借入金で、地方自治法の規定による一時借入金の最高額を10億円と定めるもので、前年度と同額でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。パソコン、人事給与システム、財務会計システムのリース期間満了に伴い、新たに令和2年10月から5年リースとするため、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、10、11ページをお願いします。

2の歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金は36億1,435万円で、前年度費2億7,843万5,000円の増でございます。

なお、負担金の内訳につきましては、右の説明欄のとおりでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金は4,239万円で、低所得者保険料軽減措置に対する2分の1の国の負担分でございます。

3款県支出金、1項県負担金は2,119万5,000円で、同じく低所得者保険料軽減措置に対する4分の1の県の負担分でございます。

2項県補助金は165万3,000円で、社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担軽減に対する補助金でございます。

3項県委託金5,000円は、生活保護法に基づく審査判定委託料で、前年度と同額でございます。

12、13ページをお願いします。

4款財産収入、1項財産運用収入は3,000円で、財政調整基金の預金利子でございます。

5款繰入金、1項基金繰入金は頭出しの1,000円で、特別会計の保険給付費の増額等により市町負担分の財源調整が必要となるときに財政調整基金から繰り入れるものでございます。

6款繰越金200万円は、前年度と同額でございます。

7款諸収入、1項預金利子は1,000円で、歳計現金等の預金利子、2項雑入は26万2,000円で、雇用保険被保険者負担金等でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

14、15ページをお願いします。

1款議会費、1項議会費は91万3,000円で、前年度比71万円の減で、令和2年度は、隔年実施の行政視察を行わないため、減額したものでございます。

右側の節の区分を御覧ください。

2行目、旅費の節番号が8節となっております。これは、地方自治法施行規則の改正により、従来の7節賃金が廃止されますので、以降、28節繰入金までの節番号を繰り上げた予算書としております。

2款総務費、1項総務管理費は、18ページをお願いします。

1つ目の計になりますが、36億7,626万9,000円で、前年度比3億2,238万7,000円の増でございます。

それでは、主なものを御説明いたします。

14、15ページにお戻りください。

1節報酬は、個人情報保護審議会委員を始め15人分の報酬並びに令和2年度より始まりまず短時間勤務会計年度任用職員50人分の報酬でございます。

2節給料から4節共済費までは、職員24人分に係る給与等でございます。

16、17ページをお願いします。

12節委託料は、来年度ホームページのリニューアルを予定しており、その構築費用や総合

収納システム運営委託料などを計上するものでございます。

13節使用料及び賃借料は、財務給与システム借上料、文書管理システム借上料などがございます。

18、19ページをお願いします。

27節繰出金は33億5,043万7,000円で、前年度比2億9,586万9,000円の増で、主に介護給付費の増と介護保険システムの更新に伴う事務費の増によるものでございます。

2項選挙費は、選挙管理委員4人分の報酬が、3項監査委員費は、監査委員2人分の報酬が主なものでございます。

20、21ページをお願いします。

3款事業費、1項介護保険円滑実施特別対策事業費は220万6,000円で、主に社会福祉法人に対する利用者負担軽減の補助金で、実績により計上したものでございます。

4款公債費20万円、5款予備費200万円は、前年度と同額でございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（小松原英治）

これより質疑に入ります。

12番古侯泰浩議員の発言を許します。

12番（古侯泰浩）

3つをお願いします。

1点目、歳出の14、15ページ、2款1項1目一般管理費の1節報酬、短時間会計年度任用職員報酬の詳細と影響額について、2点目が、歳出、16、17ページの2款1項1目一般管理費、8節の旅費、前年度比大幅増の理由について、3つ目が、同じページの2款1項1目一般管理費、12節委託料、ホームページ修正、再構築、保守委託料の詳細について、3点お願いいたします。

議長（小松原英治）

お答え願います。

総務課長（田中嘉章）

御質問の1番目、短時間会計年度任用職員報酬の詳細と影響額についてでございますが、報酬の合計額は7,583万1,000円で、50人分の額でございます。現在の嘱託員と臨時職員が会計年度任用職員に移行するものでございます。職の区分といたしましては、一般事務、介護認定事務、徴収事務、在宅調査事務を設け、その職ごとに基本報酬の額を定めております。

影響額につきましては、今回の報酬と従来の報酬及び賃金の比較では約268万円の増加、手当、法定福利費、費用弁償を含めた人件費全体の比較では約2,000万円の増加でございます。

御質問の2番目、旅費が前年度比大幅増の理由についてでございますが、会計年度任用職

員制度に従い、今年度までは賃金に計上しております臨時職員の通勤費のほか、業務に係る旅費の一部を費用弁償として計上したため、増加したものでございます。

御質問の3番目、ホームページ修正、再構築、保守委託料の詳細についてでございますが、現在のホームページは、平成13年から公開しているもので、幾つか課題を抱えております。課題と申しますのは、具体的には、スマートフォンやタブレット端末など、多様なデバイスへの対応、音声読み上げへの対応、掲載内容の更新の際の操作性などでございます。ホームページを再構築し、これらの課題の解決を図って参りたいと考えております。

委託料の内訳につきましては、ホームページ修正委託料70万2,000円は、現行のホームページに係る委託料で、毎月の更新等を業者に委託しているものでございます。移行前の12月分までを計上しております。ホームページ再構築委託料226万8,000円は、新しいホームページの作成に係る委託料、ホームページ保守委託料8万1,000円は、新しいホームページの3か月分の保守委託料でございます。

以上でございます。

議長（小松原英治）

答弁終わりましたが、古侯議員、再質問ありませんか。

12番（古侯泰浩）

結構です。

議長（小松原英治）

以上で、12番古侯泰浩議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号「令和2年度知多北部広域連合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議長（小松原英治）

続きまして、日程第15、議案第11号「令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程になりました議案第11号「令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」について御説明いたします。

介護保険事業特別会計予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算で、総額を歳入歳出それぞれ230億534万円とするもので、前年度当初予算に対して9億7,124万円、4.4%の増でございます。

第2条は、債務負担行為で、地方自治法の規定により債務負担行為を設定するものでございます。

第3条は、歳出予算の流用で、地方自治法の規定により流用することができる場合を定めるものでございます。

続きまして、4ページをお願いします。

第2表、債務負担行為でございます。令和3年4月に予定しております介護保険システムの更新に当たり、令和2年度から7年度にかけて機器のリースに関する債務負担行為を設定するもので、2年度に契約をし、3年度からの支出を予定しております。

続きまして、10、11ページをお願いします。

2の歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料は52億2,918万5,000円で、令和元年度に低所得者保険料軽減措置を拡大したこと等により、前年度比2,830万8,000円の増でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金は38億4,845万7,000円で、介護給付費の伸びにより、前年度比1億4,208万円の増でございます。

2項 国庫補助金は7億9,510万1,000円で、前年度比1億705万9,000円の増でございます。12、13ページをお願いします。

3款支払基金交付金、1項支払基金交付金は59億4,854万3,000円で、介護給付費の伸びにより、前年度比2億1,906万5,000円の増でございます。

4款県支出金、1項県負担金は30億8,106万4,000円で、こちらも介護給付費の伸びにより、前年度比1億762万2,000円の増でございます。

2項県補助金は1億8,615万3,000円で、前年度比901万8,000円の増でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入143万円は、介護給付費準備基金の預金利子でございます。

14、15ページをお願いします。

6款繰入金、1項一般会計繰入金は33億5,043万7,000円で、介護給付費に対する市町負担分などを一般会計経由で繰り入れるもので、前年度比2億9,586万9,000円の増でございます。

2項基金繰入金は5億6,124万2,000円で、介護給付費の第1号被保険者分の財源として介護給付費準備基金から繰り入れるもので、前年度比6,266万1,000円の増でございます。

7款繰越金200万円は、前年度と同額でございます。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は70万2,000円で、第1号被保険者延滞金等でございます。

16、17ページをお願いします。

2 項預金利子 1 万6,000円は、歳計現金の預金利子、3 項雑入101万円は、第三者納付金等でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

18、19ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費は 2 億6,174万2,000円で、前年度比 1 億3,900万9,000円の増で、主な理由は介護保険システムの更新に伴うシステム開発委託によるものでございます。

2 項徴収費は110万5,000円で、コンビニ収納事務委託手数料などがございます。

20、21ページをお願いします。

3 項介護認定審査会費は 1 億4,512万2,000円で、前年度比1,006万1,000円の減で、認定有効期間の延長などによる申請件数の減等によるものでございます。

4 項趣旨普及費は322万3,000円で、3 年ごとの法改正に合わせ、印刷部数を増やすため、前年度比99万8,000円の増でございます。

22、23ページをお願いします。

5 項事業計画推進委員会費は383万円で、令和 2 年度は第 8 期事業計画の策定年度で、8 期計画から自立支援重度化防止等の取組と目標数値が必須事項となることから、専門知識のあるコンサルに委託するものでございます。

2 款保険給付費でございます。1 項介護サービス等諸費は195億1,447万6,000円で、要介護と認定された被保険者へのサービス給付費で、前年度比 5 億9,291万9,000円の増でございます。

24、25ページをお願いします。

2 項介護予防サービス等諸費は 5 億9,418万5,000円で、要支援と認定された被保険者へのサービス給付費で、前年度比963万7,000円の減でございます。

3 項その他諸費1,154万7,000円は、国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料でございます。

4 項高額介護サービス等費は 4 億8,083万8,000円で、前年度比 1 億1,382万1,000円の増、26、27ページをお願いします。5 項高額医療合算介護サービス等費は 1 億1,838万1,000円で、前年度比5,401万9,000円の増、6 項特別給付費229万5,000円は、利用者負担減免制度に係る給付費でございます。

7 項特定入居者介護サービス等費は 6 億319万円で、介護保険施設に入所等されている利用者を対象に、所得に応じた負担限度額を超えた部分の負担軽減を図るもので、前年度比 1,678万5,000円の増でございます。

28、29ページをお願いします。

3 款地域支援事業費でございます。地域支援事業費は、国庫補助金に係る国の上限管理の額を基に予算計上したものでございます。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費は 6 億2,775万5,000円で、前年度比2,304万6,000円の増、2 項一般介護予防事業費は8,111万7,000円で、前年度比1,998万円の増でございます。

30、31ページをお願いします。

3 項包括的支援事業・任意事業費は5億596万8,000円で、前年度比1,889万4,000円の増でございます。

32、33ページをお願いします。

4 項その他諸費116万8,000円は、国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料でございます。

4 款保健福祉事業費、1 項保健福祉事業費は4,189万9,000円で、関係市町における高齢者の介護予防等の事業の推進を図るため、保険者機能強化推進交付金相当額を保健福祉事業支援交付金として市町へ交付するものでございます。

5 款基金積立金、1 項基金積立金は143万円で、介護給付費準備基金の預金利子を積み立てるものでございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金406万9,000円は、第1号被保険者の過年度分に係る保険料払戻金及び還付加算金でございます。

7 款予備費200万円は、前年度と同額でございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（小松原英治）

これより質疑に入ります。

10番泉清秀議員の発言を許します。

10番（泉 清秀）

2点質問させていただきます。

まず1点ですけれども、歳出で24ページから25ページの2款2項介護予防サービス等諸費についての主な内容と今後の見込みについて、2点目、歳出の28ページから29ページ、3款1項介護予防・生活支援サービス事業費についての主な内容と今後の見込みについて、2点お願いいたします。

議長（小松原英治）

お答え願います。

事業課長（小島朋尚）

御質問の1番目、介護予防サービス等諸費の主な内容と今後の見込みについてでございますが、このサービスは要支援1及び要支援2の判定を受けた方が要介護状態になることを防ぐためのサービスで、主な内容としては、利用者が自宅で理学療法等を受ける介護予防訪問リハビリテーションなどの訪問系サービスや通所介護施設に通う介護予防通所リハビリテーションなどの通所系サービス、自宅に手すりなどを設置する介護予防住宅改修などがございます。

今後の見込みにつきましては、要支援1及び要支援2の対象者の人数が、平成25年度以降、

年平均で約6%増加し、要支援者の8割以上を占める75歳以上の後期高齢者人口も約5%増加していることから、今後も利用者が増加すると見込んでおります。

次に、御質問の2番目、介護予防・生活支援サービス事業費の主な内容と今後の見込みについてでございますが、このサービスは、要支援1、要支援2及び事業対象者の判定を受けた方が対象となるもので、主な内容としては、利用者が自立した生活ができるようホームヘルパーによる入浴や食事等の生活支援を行う介護予防訪問介護相当サービスなどの訪問系サービスや、通所介護施設で食事や入浴、機能訓練を行う介護予防通所介護相当サービスなどの通所系サービスがございます。

また、構成市町の状況に応じて、主に身体機能の向上を目的に、3か月から6か月の間、機能訓練を行う短期集中サービスや、ボランティアにより提供される住民主体の通いの場の実施を委託しております。

今後の見込みにつきましては、対象となる要支援者については介護予防サービスと同様に増加を見込み、事業対象者につきましては、平成29年4月に事業を開始し、令和2年1月末現在の対象者の人数が、前年から約10%増加していることから、今後も同様に利用者が増加すると見込んでおります。

以上でございます。

議長（小松原英治）

答弁終わりましたが、泉議員、再質問ありませんか。

10番（泉 清秀）

今、2点とも質問の中で再質問させていただきます。

令和2年度、新たな生活支援事業者の参入はあるかについて、そしてまた、あれば、事業者の内容をお伺いいたします。

議長（小松原英治）

お答え願います。

事業課長（小島朋尚）

御質問の新たな事業者の参入はあるかでございますが、現在、3事業者より新規開設の事前の相談を受けております。内容としましては、介護予防訪問介護相当サービスが2か所、介護予防通所介護相当サービスが1か所でございます。

以上でございます。

議長（小松原英治）

以上で、10番泉清秀議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第11号「令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議長（小松原英治）

以上をもちまして、本定例会に付議された案件審議は全て終了いたしました。

広域連合長から発言の申出がありますので、これを許します。

広域連合長（鈴木淳雄）

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今回の定例会におきましては、私どもから提出させていただきました11議案について、いずれも原案どおり御議決を賜りましたこと、まずもってお礼申し上げます。

今後も介護保険制度の重要性を十分に踏まえつつ、広域的運営の長所を生かし、住民の皆様にとりまして、よりよい介護保険制度となるよう、引き続き職員一同努力をして参ります。

来年度は、御案内のように、第7期事業計画の最後の年でもあり、新しい第8期事業計画の策定の年でもございます。

議員の皆様におかれましては、これまでと同様、格段の御指導、御協力をお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小松原英治）

これもちまして、令和2年知多北部広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(2月19日 午前10時23分 閉会)

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 (13番) 小松原 英 治

議 員 (5番) 山 本 正 和

議 員 (6番) 小 山 昌 子